

## 東京三弁護士会医療ADR 解決事例の紹介

(注) 解決内容は事案により異なります。下の事例は解決の基準を示したものではありません。

<p>心臓手術の説明 に関する事例</p>	<p>5年前に心臓の手術を受けた患者が、再発により再手術後間もなく死亡。患者遺族は、5年前の手術結果の告知が不正確だった、今回の術後の看護や情報提供が不十分だったなどとして、病院に対し慰謝料を求める医療ADRを申し立てた。病院側はカルテの記載を中心に詳細な説明書を作成して期日に提出。患者遺族はこの説明書を検討し、診療経過に納得できたため申立てを取下げ、ADR手続が終了した。(あっせん人3名、期日1回、手続期間約10か月、取り下げ)</p>
<p>急性腹症の診療 に関する事例</p>	<p>30歳代の患者が、強い腹痛と下痢のため病院を受診したが、病院の指示により経過観察となった数日後に突如意識を消失し、翌日死亡した。遺族は病院に対し、診療経過の説明を求め、また診療が適切でなかったとしてこれを是正する努力の誓約を求めて、医療ADRを申し立てた。期日では、患者遺族から病院への質問を整理した上で、担当医による説明が行われた。最終的に、病院側が「本件を教訓としてより良い医療を目指す努力をする」と誓約する内容(金銭支払なし)で、和解が成立した。(あっせん人3名、期日3回、手続期間3か月、和解成立)</p>

<p><b>院内転倒の事例</b></p>	<p>脳血管障害による麻痺がある患者が、病院に入院中、深夜に看護師付添でトイレに行ったときに転倒し、大腿骨頸部を骨折した。患者は病院に対し、慰謝料・治療費などの支払いを求めて医療ADRを申し立てた。期日では、深夜帯の身体行動制限や患者家族に対する説明のあり方に関して意見交換を経た上で、病院が患者に数十万円の和解金を支払い、ADR成立手数料を負担するとの内容で、和解が成立した。(あっせん人3名、期日3回、手続期間6か月、和解成立)</p>
<p><b>患者管理に関する事例</b></p>	<p>80歳代の患者が慢性心不全などで病院に入院後、肺炎をおこし、これにより死亡した。遺族が病院に対し賠償を求めて医療ADRを申し立てた。遺族側の主張する医療過誤の存在は不明であったが、病院側も患者管理上の不手際は認めていたため、これに焦点を当てて話し合いをし、数十万円の和解金を支払う内容で和解が成立した。(あっせん人3名、期日3回、手続期間3か月半、和解成立)</p>
<p><b>緑内障の診断治療に関する事例</b></p>	<p>50歳代の患者が、病院で緑内障を見落とされて発見・治療が遅れたために、緑内障の症状が悪化したとして、病院に対し損害賠償を請求する医療ADRを申し立てた。当初は患者側と病院側とで、責任の有無をめぐる激しく争われていたが、期日での対話により、両者間に診療上のコミュニケーション不足があったことについて協議がすすみ、数十万円の和解が成立した。(あっせん人2名、期日4回、手続期間7か月、和解成立)</p>

<p><b>腎腫瘍の診断治療に関する事例</b></p>	<p>病院での精密検査で腎腫瘍の見落としがあり、10か月後に左腎全摘出をしなければならなくなつたとして、患者が検査を行った病院を相手として医療ADRを申し立てた。病院側は、患者の不満を真摯に受け止め再発防止策を講じたことを示し、患者も金額にはこだわらないとしたため、病院側が謝罪して数十万円の解決金を支払う内容で和解が成立。なお、平日のADR期日開催が難しい事情があったが、休日にあっせん人の法律事務所で期日を開き、2か月半で手続が終了した。（あっせん人3名、期日2回、手続期間2か月半、和解成立）</p>
<p><b>肝膿瘍の検査診断に関する事例</b></p>	<p>80歳代の患者が体調悪化のため相手方病院を受診、翌日にこの病院の訪問看護も受けたが、検査などの指示はなされなかった。患者は、その翌日、他院で肝膿瘍と診断され、その後敗血症で死亡。遺族は、病院に対し、検査懈怠などを理由に慰謝料などを求める医療ADRを申し立てた。期日および期日間で、遺族の質問事項に病院が回答し、さらに前日に自宅療養中の患者を訪問した看護師も期日に出席し遺族の質問に回答した。事実認識には食い違いがあったが、遺族側から和解案（再発防止と解決金支払など）が提示され、病院側がこれを受諾し、和解が成立した。（あっせん人3名、期日4回、手続期間約10か月、和解成立）</p>

<p>手術時に体内に異物を残存した事例</p>	<p>診療所での手術の際に、患者（30歳代）の体内に異物が置き忘れられた事故。数年後に他院にてその異物が発見され、開腹手術により摘出された。患者は診療所に対し、賠償金の支払いと謝罪を求めて医療ADRを申し立てた。診療所側は、患者に謝罪し、同種事故の再発防止措置を約するとともに、数百万円の和解金を支払い、和解が成立した。（あっせん人2名、期日2回、手続期間4か月、和解成立）</p>
<p>手術する指を間違えた事例 (医療機関申立)</p>	<p>病院で薬指の手術をする際に、病院が間違えて中指を手術した。患者が病院に対し損害賠償請求をしたが、請求額が高額であったため、病院側が医療ADRを申し立てた。期日外に医師が謝罪し、謝罪文を交付するとともに、数百万円の和解金の支払いにより和解が成立した。（あっせん人3名、期日3回、手続期間8か月、和解成立）</p>
<p>手術時の神経損傷による眼機能障害の事例</p>	<p>病院で副鼻腔手術を受けた際に視神経などの損傷を受け、眼機能に障害が残った事故。患者が謝罪と補償を求めて医療ADRを申し立て、病院側に詳しい説明を求めたところ、病院側の丁寧な説明により信頼関係が回復。双方の弁護士による協議と、あっせん人による調整を経て、3回目の期日で、病院側が患者に数百万円の和解金を支払う内容の和解が成立した。（あっせん人3名、期日3回、手続期間7か月、和解成立）</p>

<p>がん転移の診療 に関する事例</p>	<p>既往原発がんの骨転移発見の遅れおよび呼吸管理上の処置ミスにより患者（50歳代）が死亡したとして、患者の遺族が病院に対し、慰謝料支払い、謝罪、再発防止策の提示を求めて医療ADRを申し立てた。期日では、早期の骨転移発見により死亡時期を遅らせることができた可能性を参考にしつつ話し合い、病院側が謝罪と再発防止努力を述べ、かつ一千万円程度の賠償金を支払う内容で和解が成立した。（あっせん人3名、期日4回、手続期間6か月、和解成立）</p>
<p>転院に関する 調整の事例 (医療機関申立)</p>	<p>患者の急性期の治療が終了したので、患者側と病院側とで、（急性期病院から）療養型病院への転院について話し合ったが、患者家族の要望と折り合いがつかなかった。病院側は、患者側の転院に関する調整を求めて、医療ADRを申し立てた。期日では転院の必要性・受入先病院の紹介や手続などについて話し合いがなされ、双方の弁護士の努力もあり、3か月後を目途として転院するとの和解が成立した。（あっせん人3名、期日5回、手続期間約5か月〔第1回期日から約3ヵ月〕、和解成立）</p>